

答 申 第 5 号

平成14年10月28日

仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年6月17日付道建道第70号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第5号 「愛宕橋架替工事に関する工程における騒音測定値及び振動測定値の記録」の非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申  
( 諮問第 5 号 )

1 審査会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人(以下「申立人」という。)の行った公文書開示請求に係る公文書を不存在のため非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市情報公開条例に基づき、「愛宕橋架替工事に関する工程表、工程における騒音測定値の記録、工程における震動測定値の記録」の開示を請求したのに対し、実施機関が当該請求に係る文書のうち「工程における騒音測定値の記録」及び「工程における震動測定値の記録」(以下「請求文書」という。)について不存在を理由として非開示決定を行ったことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添 1 参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示決定についての説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。(別添 2 参照)

5 審査会の判断

(1) 請求文書について

請求文書は、愛宕橋架替工事の工程における騒音測定値及び振動測定値を記録した文書である。

実施機関の組織において当該工事を担当した道路建設課では、請求文書は存在しないとして非開示決定をしたものであるが、当審査会としては、実施機関の組織において公害に関する苦情処理窓口である環境対策課が保有する公文書のうち、文書分類表上「公害苦情処理関係書」に区分されている文書が本件開示請求の趣旨を満たす可能性があることから、当該文書についても調査検討を行うこととする。

(2) 請求文書の不存在について

ア はじめに、道路建設課における請求文書の存否について検討する。

当審査会が調査したところによると、騒音規制法及び振動規制法においては、特定建設

作業を行う，当該作業を行う事業者がその旨の届出を市町村長に提出するよう規定しているが，当該作業に伴う騒音及び振動の測定の実施までは当該事業者に義務付けておらず，一般的にはこのような工事契約において，請負事業者に測定義務を課すことともなっていない。加えて，請負事業者が自発的に振動量・騒音量を測定した事実も見出すことができなかった。

また，同課においては，愛宕橋架替工事の施工に際し，苦情の申出の都度，現況を確認した上で事業者への指導等の対応をしていたが，騒音及び振動の測定までは行わなかった。

したがって，道路建設課が当該工事の発注課であるとはいえ，当該工事に係る騒音・振動の測定値の記録が事業者より同課に提出された事実はなく，また，同課で騒音・振動の測定も行われていないことから，同課において請求文書が存在するとは認められない。

イ 次に，環境対策課が保有する公文書について検討する。

同課は公害苦情処理の窓口であり，苦情の申出があれば現況を確認した上，必要に応じて騒音・振動等の数値を測定している。そこで愛宕橋架替工事について苦情の申出があったかどうかを調査したところ，当該工事に係る苦情処理状況を記載した「公害苦情処理関係書」が存在することが判明した。そこで，当該文書の内容を検証したところ，以下の事実が確認された。

平成12年4月19日に，同課に対し，申立人より当該工事に係る騒音・振動について苦情の申出があった。

同年4月24日に，同課の職員が現況確認に行ったところ，騒音・振動ともに軽微であったため測定には到らず，再度，騒音等が生じた場合には事業者を指導することで申立人から了解を得た。

その後，同課には当該工事に係る苦情の申出がなかった。

以上の経過からして，同課において当該工事に係る騒音及び振動について測定を行った事実はないものと認められる。

ウ 以上のことから，実施機関において請求文書が存在するとは認められない。

### (3) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

( 諮問第 5 号 )

年 月 日	内 容
平成14. 6 . 17	・ 諮問を受けた
14 . 6 . 27	・ 実施機関（建設局建設部道路建設課）から理由説明書を受理した
14 . 7 . 24	・ 異議申立人から意見書を受理した
14 . 9 . 13 (平成14年度 第6回審査会)	・ 実施機関（建設局建設部道路建設課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
14 . 10 . 7 (第7回審査会)	・ 実施機関（環境局環境部環境対策課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った